

最終更新日：平成 28 年 7 月 1 日

## 「健やか親子 2 1（第 2 次）」企業メンバー規約

「健やか親子 2 1（第 2 次）」ホームページをご利用頂きありがとうございます。「健やか親子 2 1（第 2 次）」にご参加して頂くにあたり、下記内容をご一読頂きますようお願いいたします。

なお、下記内容につきましては予告なく変更させて頂く場合がございます。その際、このページのトップに表示されている「最終更新日」が更新されますので、ご確認頂きますようお願いいたします。

### （趣旨）

「健やか親子 2 1」は、21 世紀の母子保健の取組の方向性と目標を示し、関係機関・団体、企業等が一体となって推進する国民運動です。「健やか親子 2 1（第 2 次）」（平成 27 年度～平成 36 年度）では、「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現に向け、未来を担う子どもたちを健やかに育てるための、さまざまな取組を提示し、国民みんなで推進していくことを目的としています。

### 1. 目的

「健やか親子 2 1（第 2 次）」企業メンバー規約（以下「本活動規約」）は、「健やか親子 2 1（第 2 次）」（以下「本取組」）に参加するすべての企業（以下「メンバー」）が活動を行うにあたり遵守すべき事項を定めるものです。

### 2. 参加資格

- (1) 日本国内のすべてのメンバーが本取組に参加できるものとします。本取組への参加にあたり、参加費、会費および登録費用はかかりません。
- (2) 本取組への参加を希望するメンバーは、以下(3)に規定される参加申込書の提出をもって、自らが、本取組の趣旨に賛同し、その趣旨に沿った活動の推進に努めること、および本活動規約（更新後の内容を含む）を遵守することに同意したものとします。
- (3) 本取組に参加を希望するメンバーは規定の参加申込書を「健やか親子 2 1（第 2 次）」事務局（以下「事務局」）に提出し、事務局が当該申し込みを承認した上で当該企業をメンバーとして登録することで、本取組に参加することができます。
- (4) 公序良俗に反する営業を営むもの、または事務局および厚生労働省が参加メンバーとして不適当と認めたものについては、事務局はその参加申込を承認しない、または、事務局による登録後であっても、厚生労働省および事務局より本取組の趣旨に反す

ることが明らかであると認められる場合には、参加を取り消されることがあります。

- (5) 登録されたメンバーの担当者およびその連絡先などに関する情報は事務局からの連絡以外の用途に使用することはありません。
- (6) 登録されたメンバーの担当者およびその連絡先などに関する情報に変更があった場合は、すみやかに事務局に連絡してください。

### 3. メンバーの参加資格有効期間

上記2.により承認された、メンバーとしての本取組への参加資格の有効期間は、事務局による参加申込承認年月日から当該年度末（3月末日）までとし、当該有効期間終了の2ヶ月前までに、メンバーからの参加終了の申し出または事務局からの有効期間終了の指示がない限り、翌年度へ自動更新され、以後も同様とします。

### 4. 活動内容

メンバーは、本取組の目的を達成するために、「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現を目指し具体的な行動を計画し、実行します。

- (1) メンバーの自社ホームページ上、広報や広告その他活動において、メンバーとして「健やか親子21シンボルマーク」を提示することにより、本取組への参加の意思を表明する。
- (2) その他「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現という本取組の趣旨に沿った活動を行う。

### 5. シンボルマークの使用等

- (1) メンバーは、別途定める使用申請書（「健やか親子21シンボルマーク使用申請書」）を事務局へ提出し、事務局より承認を得ることで、「健やか親子21シンボルマーク」（以下「シンボルマーク」）を無償で使用することができます。
- (2) メンバーは、シンボルマークの使用にあたり、「健やか親子21シンボルマーク使用規程」を遵守してください。
- (3) シンボルマークの使用可能期間は、上記（1）による事務局承認年月日から上記3.に規定されるメンバーの参加資格有効期間の終了までとする。

### 6. 活動報告等

- (1) メンバーは、自らが計画・実行する本取組に関する活動を事務局まで随時お知らせ下さい。
- (2) メンバーは、事務局から要望があった場合には、適宜アンケート調査にご協力ください。

※なお、メンバーの皆様をお願いするアンケートは、本取組の進捗状況の把握やアンケート実施以降の計画立案に資する資料の収集などを目的としたものです。ご回答いただいた

アンケートの内容は統計的に処理し、組織が特定されるようなかたちで結果公表することは一切ありません。

## 7. 指導等

事務局は、メンバーまたはその関係者が、次のいずれかに該当する場合、当該メンバー等に対し、理由を伺った上、是正をお願いすることがあります。

- (1) 本活動規約に違反し、またはその疑いがあると認められる場合
- (2) シンボルマーク使用規程に違反し、またはその疑いがあると認められる場合  
例) シンボルマークを商品に添付し、詐欺行為を行った場合  
例) シンボルマークの使用において、本取組の主旨とは明らかに異なる場合
- (3) その他本取組の趣旨に反する行為を行い、またはその疑いがあると認められる場合

## 8. 参加の取りやめ等

- (1) メンバーは、事務局に対し、規定の辞退届を提出することにより、いつでも本取組への参加を取りやめることができます。なお、この場合、上記5.(3)に定めるシンボルマークの使用可能期間に拘わらず、本取組参加取りやめ後は、シンボルマークを使用してはならないものとします。ただし、シンボルマークの使用可能期間中にシンボルマークを使用して作成した印刷物、その他制作物については、事務局に在庫数量を報告の上、当該在庫に限り使用できるものとします。
- (2) 前項の場合においても、事務局は、メンバーの過去の参加に伴う活動報告等に関する情報を保有し、本取組及び本取組に関する活動に利用することができるものとします。

## 9. 参加資格の取消

事務局は、メンバーが次のいずれかに該当する場合、当該メンバーの参加資格を取り消すことがあります。

- (1) 倒産、解散したとき
- (2) 本取組の趣旨に明らかに反するような行為を行ったと認められるとき
- (3) 第三者に活動を強制したり、疑わしい行動で利益誘導を行ったと認められるとき
- (4) 法令や公序良俗に反する行為をしたとき
- (5) メンバーが本活動規約または「健やか親子 21 シンボルマーク使用規程」に違反し、事務局による是正勧告に従わない場合
- (6) 反社会的組織とのつながりが発見された場合
- (7) 事務局の事前の書面による承諾なく、本活動規約上のメンバーの地位及び本活動規約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡若しくは移転し、または担保に供した場合
- (8) 他人名義での申請、その他虚偽の申請内容が判明した場合

(9) その他、事務局の信用を傷つける行為を行ったと認められるとき

#### 10. 規約の改訂

本活動規約は、事務局により、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合がありますので、ご承知ください。

#### 附 則

本活動規約は、平成 28 年 7 月 1 日から施行します。